

陳 述 書

東京地方裁判所民事 51 部 D 係 御中

2021 年 6 月 10 日

住 所：東京都千代田区九段南 1-6-17 千代田会館 4 階
早稲田リーガルコモンズ法律事務所

氏 名： 弁護士 三宅千晶



- 1 私は、本件訴訟原告訴訟代理人の弁護士三宅千晶です。
持続化給付金及び家賃支援給付金（以下「本件両給付金」といいます。）の申請手続きは、別紙の通り、①本件両給付金の事務局ホームページ（以下、「本件両事務局ホームページ」といいます。）へアクセスし、②メールアドレスを入力して仮登録を行った後、③確認メールから本登録を行い、④マイページに各種情報を入力した上、⑤必要書類を添付する、という流れで行われます。
ところが、④マイページは、申請画面に表示される宣誓事項全てにチェックをしなければ、各種情報の入力を続けることができない仕組みとなっています。
- 2 私は、2020 年 8 月、本件両事務局ホームページを通じて本件両給付金の給付申請を行おうとした原告より、「(2)不給付要件に該当しない」のチェックボックスにチェックを入れることができないため、マイページへの入力を完了することができず、よって本件両事務局ホームページから本件両給付金の給付申請を行うことができないとの連絡を受けました。
- 3 そこで、原告の委任を受けた私と原告訴訟代理人の出口かおり弁護士は、同月 31 日、持続化給付金の事務局ホームページに掲載されていた「持続化給付金相談窓口」(0120-279-292) に架電し、事務局ホームページ経由での申請ができない場合の方法及び郵送申請の場合の宛先を問い合わせました。ところが、郵送申請の場合の宛先は存在しないとの回答でした。
そこで次に、私たちは、持続化給付事務事業の委託先であるデロイトトー

マツファイナンシャルアドバイザー合同会社に架電し、事務局ホームページ経由での申請ができない場合の申請方法及び郵送申請の場合の事務局の宛先を問い合わせました。しかし、教えることはできないとの返答でした。

また、家賃支援給付金についても、私たちはまず、家賃支援給付金の事務局ホームページに掲載されていた「家賃支援給付金 コールセンター」(0120-653-930)に架電し、事務局ホームページ経由での申請ができない場合の方法及び郵送申請の場合の宛先を問い合わせました。しかしここでも、郵送申請の場合の宛先は存在しないとの回答でした。

そのため、私たちは、家賃支援給付金事務事業の委託先である株式会社リクルートに架電し、事務局ホームページ経由での申請ができない場合の申請方法及び郵送申請の場合の事務局の宛先を問い合わせました。しかし、教えることはできないとの返答でした。

4 そこで、同日、私たちは、本件両給付金事業を担当する経済産業省中小企業庁総務課(03-3501-1768)に架電し問い合わせることとしました。そうしたところ、同課より、本件両給付金事業についても通知書等を郵送しても構わないと返答が得られました。

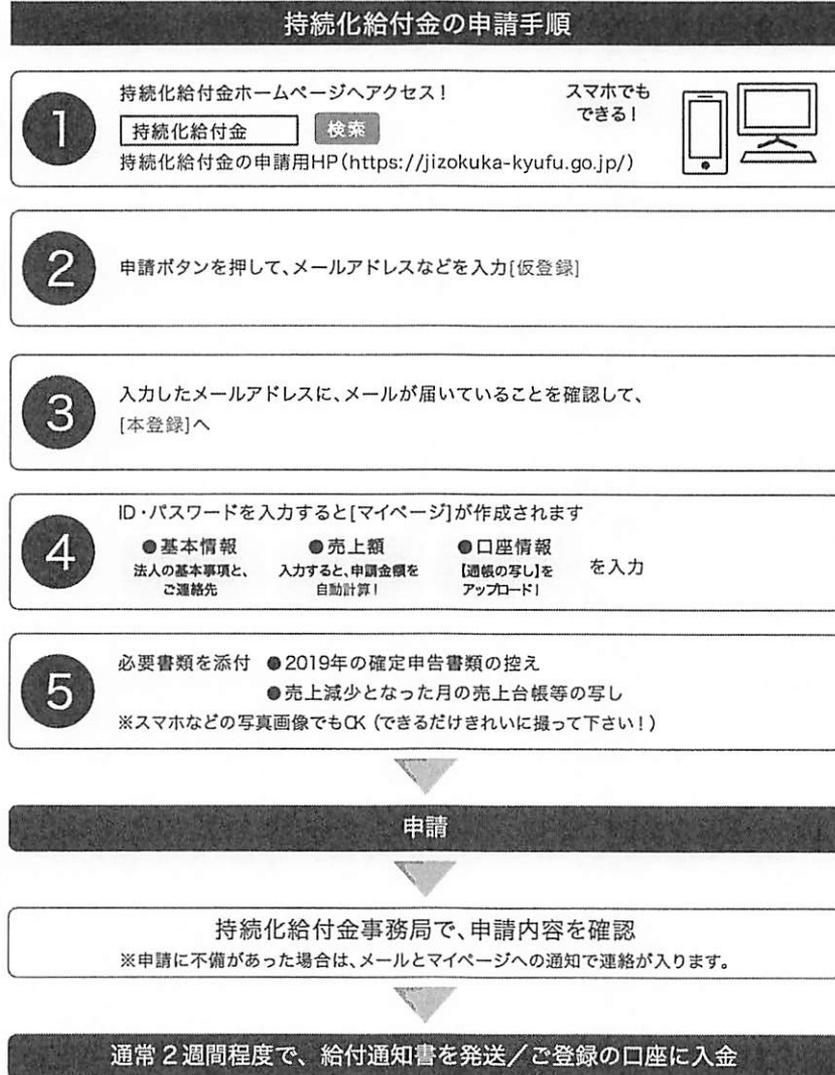
5 以上の経緯で、原告は同庁総務課宛に本件両給付金の申請書類や添付書類を郵送するに至りました。

なお、現在に至るまで、同庁総務課宛等から原告に対し、原告または原告代理人に対して、申請書の送り先が違ふ、あるいは適式な申請ではないといった連絡は来ていません。

以 上

1 持続化給付金の申請手順①

概略①(申請の流れ)



(持続化給付金事務局『持続化給付金申請要領』3頁〔甲11〕)

申請手続きは、①本件両給付金の事務局ホームページ（以下、「本件両事務局ホームページ」といいます。）へアクセスし、②メールアドレスを入力して仮登録を行った後、③確認メールから本登録を行い、④マイページに各種情報を入力した上、⑤必要書類を添付する、という流れで行われる。

2 持続化給付金の申請手順②

概略② (申請のうち本登録の流れ)

宣誓・同意事項のチェック

- 給付対象要件を満たしていること(満たしていない場合は電子申請で先に進めません)
 - (1) 2020年4月1日時点で、資本金の額又は出資の総額が10億円未満もしくは常時使用する従業員数が2,000人以下
 - (2) 2019年以前から事業収入(売上)を得ており、今後も事業継続意思があること
 - (3) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月(対象月)が存在すること
- 必須入力事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと
- 不給付要件(給付対象外となる者)に該当しないこと
 - (1) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
 - (3) 政治団体
 - (4) 宗教上の組織若しくは団体
 - (5) (1) から(4) までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないこと中小企業庁長官が判断する者
- 事務局及び中小企業庁長官の委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立ち入り検査等の調査に応じること
- 不正受給が判明した場合には、規定に従い給付金の返還等を行うこと
- 暴力団排除に関する誓約事項に同意すること
- 持続化給付金給付規程(中小法人等向け)に従うこと

基本情報の入力

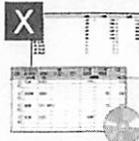
事業者の基本情報と連絡先について入力 ※法人番号を入れるとカンタン

証拠書類等及び給付額の算定に関する特例 はP.22へ

申請フォームの入力

売上情報

- 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入(2019年度か2018年度の金額)
- 決算月(1月~12月)
- 対象月の月間事業収入(2020年の売上減少月の金額)
- 直前の事業年度の対象月の月間事業収入
→【申請金額】(=給付額)は自動計算されます



添付資料

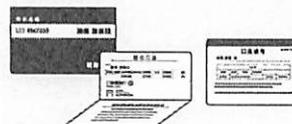
- ① 対象月の属する事業年度の直前の事業年度(原則2019年度)の確定申告書別表一の控え(1枚)、及び法人事業概況説明書の控え(2枚(両面)) [計3枚]

※確定申告書別表一の控えには收受日付印が押されていること。
※e-Taxによる申告の場合は「受信通知(メール詳細)」を添付すること。

- ② 対象月の月間事業収入がわかるもの(2020年〇月及び月間収入の合計額が明確に記載されていること)
※売上台帳、帳簿その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする

口座情報

- 金融機関名
- 支店名
- 種別(普通・当座)
- 口座名義人
- 金融機関コード
- 支店コード
- 口座番号



添付資料

- ① 法人名義の口座通帳の写し(法人の代表者名義も可)

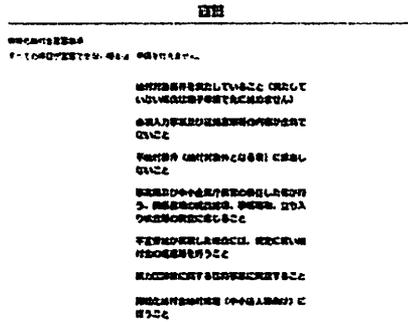
※通帳のオモテ面、通帳を開いた1-2ページ目の両方
※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー

(持続化給付金事務局『持続化給付金申請要領』4頁〔甲11〕)

同上。

3 持続化給付金の申請画面（宣誓事項）

事務局ホームページ操作・入力
マイページ内の各種項目を入力していきます



宣誓事項 を
確認して
ボックスにチェック

※すべての項目がチェックされないと
申請を行えません

経済産業省 Youtube チャンネル・metichannel「持続化給付金に関するお知らせ ー事務局ホームページ操作・入力編（中小法人等向け）ー」

(<https://www.youtube.com/watch?v=1929nWUWiIs>)

申請画面に表示される、7項目の宣誓事項全てにチェックをしなければ、マイページへの入力を続けることができない。

2. 申請方法の概要

2-1. 申請のながれ

2-1-1. マイページの作成

- ① 家賃支援給付金ホームページへアクセス (<https://yachin-shieri.go.jp>)。



- ② 申請ボタンをクリックして（押下して）、メールアドレスなどを入力してください。
 ③ 入力いただいたメールアドレス宛てにメールが届いていることを確認し、メールにしたがって登録操作を続けてください。
 ④ ID・パスワードを入力すると、[マイページ]が作成されます。

※ ID・パスワードは、どちらもマイページを利用するためのログインに必要です。忘れないよう、ご自身にて大切に保管してください。

※ マイページでは、申請の手続、申請状況の確認、申請情報の修正をすることができます。

※ 推奨環境は以下になります。

OS	ブラウザ
Windows	・ Google Chrome ・ Microsoft Edge ※Internet Explorer はいずれのバージョンも推奨環境に含まれません。他のブラウザでのご利用を推奨しております。
macOS	・ Mac OS X での Safari
Android	・ Android 7.0 以降向け Google Chrome
iOS	・ iOS12.0 以降向け Safari

（家賃支援給付金事務局『家賃支援給付金申請要領』7頁〔甲15〕）

申請手続きは、①本件両給付金の事務局ホームページ（以下、「本件両事務局ホームページ」といいます。）へアクセスし、②メールアドレスを入力して仮登録を行った後、③確認メールから本登録を行い、④マイページに各種情報を入力した上、⑤必要書類を添付する、という流れで行われる。

5 家賃支援給付金の申請手順②

2-1-2. マイページより申請

マイページより申請の手続をおこないます。

申請に必要な書類を添付いただき、申請フォームより申請の手続をおこなってください。

※ 転貸（又貸し）を目的とした取引、自己取引や親族間取引など給付金の給付対象とならない場合があります。

▶ 詳細：2-3-3. 給付額の算定根拠とならない契約

2-1-3. 家賃支援給付金事務局で、申請内容を確認

家賃支援給付金事務局で、申請内容を確認します。

※ 申請に不備があった場合は、家賃支援給付金事務局より申請者ご本人宛てに、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

※ 申請後は、申請内容の確認状況などがマイページにて表示されます。

2-1-4. 給付通知書を発送／ご登録の口座に振り込み

家賃支援給付金事務局より、申請者ご本人および賃貸人（かしぬし）または管理業者宛てに給付通知書を発送し、ご登録の口座に振り込みをします。

▶ 詳細：4-2. 家賃支援給付金の振り込みのお知らせ

6 家賃支援給付金の申請画面（宣誓事項）

宣誓

誓約書への署名

本ページの宣誓事項すべてに同意いただきましたら、下記より「誓約書」様式（フォーマット）をダウンロードの上、申請者（法人の場合は代表者）にてご署名いただきますようお願いいたします。（誓約添付（アップロード）画面にて添付いただく必要があります）「誓約書」様式（フォーマット）のダウンロードは

宣誓

すべて項目に同意しないと申請が行えません。

- 申請者は、家賃支援給付金を受給後も、事業を継続する意思があること
- 申請者は、給付対象条件を満たしていること
- 申請者は、賃貸借契約等に基づいて、自ら営む事業のために他人の所有する土地又は建物を使用及び収益していること
- 申請者は、申請に係る土地又は建物を他者に転貸していないこと
- 申請者は、申請に係る土地又は建物が転貸を制限する条項に違反していることを、契約時に認識していなかったこと
- 申請者は、法律上の原因なく又は過法に土地又は建物を使用及び収益していないこと
- 申請者は、申請に係る土地又は建物に関し、自己取引及び親族間取引を行っていないこと
- 必須入力事項や提出書類等の内容が虚偽でないこと
- 申請者は、過去、家賃支援給付金の給付通知を受け取った者でないこと
- 申請者は、不給付要件に該当しないこと
- 申請者は、事務局及び中小企業庁長官の委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること
- 申請者は、不正受給が判明した場合には、規程に従い給付金の返還等を行うこと
- 申請者は、暴力団排除に関する誓約事項に同意すること
- 申請者は、給付金の申請及び給付に関する情報が、本事業の適切な執行を含む正当な理由において、警察その他の行政機関に共有される場合があることに同意すること
- 申請者は、家賃支援給付金給付規程（個人事業者等向け）に従うこと

一つ前に戻る

一時保存して次へ進む

大澤税理士事務所ウェブサイト

(<https://officeoosawa.jp/column/other/2020corona6.html>)

マイページに各種情報を入力する際には、申請画面に表示される宣誓事項全てにチェックをしなければ、マイページへの入力を続けることができない。